

## 政府米の販売等業務の議論のポイント

平成 22 年 3 月 24 日  
内閣府公共サービス改革推進室

### 1. 内閣府の対応

本件に関する公共サービス改革推進室の見解（別紙 1）により政務三役に説明の後、農林水産省に対し、以下のように打診（3月15日）。

公共サービス改革法は柔軟な枠組みであるため、現行の農林水産省の入札の枠組みを公共サービス法の民間委託として行なうことが可能であるのに対し、農林水産省がどのような具体的な支障があると考えているのかを明らかにしていただきたい。

### 2 農林水産省の資料（3月19日）

農林水産省の資料においては、以下の新制度の検証作業における留意事項は示されているものの、平成 23 年度から公共サービス改革法の導入が出来ない具体的な理由は示されていない。

- ①平成 22 年度契約は既存契約も引き継ぐため平成 23 年度以降の契約と異なり検証事例とはなりえないこと。（24 年度以降に検証作業を開始。）
- ②政府米の販売等業務は 1 年超の期間を要することが通例で、制度上の課題が顕在化するまでに時間を要すること。
- ③関係者業者、実需者等の関係者が多岐に渡り頻繁な制度改正は混乱を生じかねないこと。

### 3 農林水産省の資料へのコメント

- （1）米の売買のために「構築される制度」について、一定期間後の検証作業（いわゆる政策評価法の事後評価）を行なうことは重要。
- （2）23 年度以降の「構築された制度」の入札を、そのまま公共サービス法に基づく入札で行うことは可能であり、検証も公共サービス法に基づく事後評価として実施することが可能。

平成22年3月15日  
公共サービス改革推進室

## 政府所有米の販売等業務に関する農林水産省の意見 に対する見解

### 1. 農林水産省の意見

(1) 農林水産省としては、平成22年10月から、(市場化テストの枠組みを使わずに)販売等業務を包括的に民間委託することは既に決定したこと。

その上で、民間委託開始後に、当該民間委託に係る入札のあり方の改善等については、公共サービス改革の枠組みで検証し、見直しを行うこととする、との考え。

(2) 検証期間を考えれば、公共サービス改革小委員会のヒアリングにおいて、「実施状況の検証の必要などなく、平成23年度から直ちに市場化テストの枠組みでやるべき」との方向性が定められたとしても、受け入れられない。

包括的民間委託を受託する民間事業者にとっては、全く新規の業務であるとともに、保管業務・運送業務その他の多くの事業者が関係する制度であるため、市場化テストによる制度変更の影響については、これらの民間事業者や民間事業者の対応可能性について、拙速を避け慎重に検討する必要

(3) 同様に、ヒアリングにおいて「総合評価方式を採用すべき」などという中身の議論をされても、まだ制度が始まってもない段階で、対応のしようがない。

## 2. 当室の見解

- (1) 事故米不正転売事件等により、米のみならず食品全体への消費者の信頼を損なったことから、米の販売等業務の民間委託は、特に公正な競争条件による入札が確保される必要がある。このため、23年度分の民間委託からは、第三者による入札条件の事前・事後の審査が可能な公共サービス改革法に基づく民間競争入札が必要。
- (2) 米の包括的民間委託を農林水産省が検証する予定であることは重要。その場合、公共サービス法に基づく入札方式に変更すれば、公共サービス法に基づく業務全般に対する事後評価を受けられることも可能となり、より公正な検証が可能。
- (3) 公共サービス改革法は、随意契約、公募、企画競争入札、一般競争入札と様々な方式を改革するために柔軟な枠組みの入札方式を規定している。このため、「市場化テストによる制度変更の影響」の生じない民間競争入札の仕組みとすることは技術的に可能。
- (4) 農林水産省が本年2月に公表した民間委託の概要の「受託事業者の競争参加資格」や「受託事業者の選定手続」はなお抽象的であり、運用如何によっては公正中立な入札とみなされないおそれがある。このことから、第三者による入札条件の事前・事後の審査が可能な公共サービス改革法に基づく民間競争入札が必要。

## 落札者決定の評価方法の例

(評価方法例)

		区分	評価内容	配点	A社評価	B社評価	C社評価
技術評価点	基礎点	MA米販売希望量	年間10万トン以上の販売を希望しているかどうか	0/10	10	10	10
		販売網	全国30都道府県以上に販売網を有しているかどうか	0/10	10	10	10
		保管能力	国が指定する条件で保管を出来る倉庫を確保しているかどうか	0/10	10	10	10
		運送能力	全国へ配達可能な運送能力を確保しているかどうか	0/10	10	10	10
	加算点	各種経費軽減能力	予定価格を下回る運送、保管等の経費を実現出来ると見込まれるか	0	0	0	0
		倉庫の安全性維持へ取り組み	定期検査等で倉庫の安全性維持へどのような取り組みを行っているか	0	0	0	0
		災害発生時への取り組み	災害発生時へどのような対策を講じているか	0	0	0	0
		.	.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.	.
価格評価点	事務手数料	$60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$	60	57	58	56	
	合計		100	97	98	96	
	順位			②	①	③	

(評価値算定の前提)

- ・ 評価値＝技術評価点（40点）＋価格評価点（60点）の100点満点
- ・ 技術評価点は各項目10点ないしは0点（0点は参加資格なし）
- ・ 加算点は業務執行力のチェック項目とし配点を行わない  
（検証期間を通じて、適切な配点方法が固まった都度、配点を追加）
- ・ 価格評価点＝ $60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ で算定

(公共サービス改革法の柔軟性について)

- ・ 入札参加資格を基礎点、算定方法が固まるまでは加算点の配点を行わないことと、実質的に事務手数料に基づく価格競争入札方式とすることが可能となる。
- ・ 検証期間を通じて加算点の配点方法等を、官民競争監理委員会と協議しながら策定していくことで継続的に民間委託方法の改善を図ることができる。